平成２７年（フ）第４４５号
鹿児島県鹿児島市宇宿５丁目31番17号（エステートＴＡＫＥ　Ａ号）
債務者　馬込　広之
1　決定年月日時　平成28年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１２１号
北海道小樽市花園３丁目15番７号、前住所北海道石狩市八幡４丁目20番地
債務者　阿部　真理
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１２３号
北海道余市郡余市町大川町３丁目111番地、前住所北海道小樽市最上２丁目１番13号　メゾンエル７　102号室
債務者　鈴木　興輔
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１２５号
北海道小樽市長橋４丁目14番32号
債務者　山上　政代
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１２７号
青森県三戸郡階上町大字道仏字耳ケ吠43番地332
債務者　柾谷　栄子
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１５４号
青森県八戸市根城３丁目14番13号　福寿荘７号
債務者　佐藤　貞雄
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第７２２号
仙台市宮城野区鶴巻１丁目７番38号　オレンジフラットW16、従前の住所仙台市宮城野区福室２丁目８番25―1211号
債務者　黒崎　健治
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７２６号
仙台市太白区八木山南３丁目１番地の32　ヴィラ南八木山101
債務者　大沼　謙二
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７８０号
仙台市太白区向山２丁目13番10―２号　ジュネス向山301
債務者　高木　　薫
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７８９号
宮城県多賀城市明月１丁目３番15―302号
債務者　尾口　哉子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８２２号
仙台市太白区長町３丁目８番９号　渡辺ハイツ105
債務者　鈴木　雄一
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
宮城県大崎市岩出山字下川原町50番地
債務者　簗田　玲子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第３号
群馬県桐生市宮本町２―３―32、住民票上の住所群馬県みどり市笠懸町鹿4026番地６
債務者　大竹　義隆
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１０３４号
千葉市若葉区小倉台２丁目14番１号　クィーンプラザ小倉台101号
債務者　岩居ダディス（旧氏名ファロマルズ　ジャワンミール）
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０３５号
千葉市若葉区小倉台２丁目14番１号　クィーンプラザ小倉台101号
債務者　岩居多香子（旧姓岩井）
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４８１号
川崎市高津区久末459番地15　トウシンビル１　406
債務者　伊藤　　楓
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５５８号
川崎市中原区下小田中１丁目11番31―201号、前住所北海道空知郡南幌町栄町１丁目１番24―202号
債務者　関根　　優（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係